農地改良のながれ

１．農地改良申請一式　（別紙　様式）

・農地改良届出書　１部
・位置図　１部
・字図　１部
・農地改良後の農地の作付計画書　１部
・水利関係承諾書(水利同意)　１部
　平面図、縦断面図、横断面図、建築物図等を添付のうえ水利権者に農地改良工事の説明を行ってください。

水利関係承諾書(水利同意)と添付図面等を一緒に綴じて、水利権者印で割印をお願いします。

↓

２．申請受付　**農業委員会事務局に提出**

締め切りは、毎月 23 日まで(閉庁日の場合は直前の開庁日まで)

※11 月、12 月は締め切り日が早まることがありますので、必ず担当者に確認してください。

↓

３．農業委員会総会　審議（総会開催日までに現地調査を行います。）

総会日は毎月 10 日前後

↓

４．農業委員会総会　審議終了

総会終了後、1 週間以内に受理書を申請者に交付します。

農地改良工事着工

↓

５．農地改良工事完了　**農業委員会事務局に提出**

・農地改良完了届　１部（別紙　様式）

完了届受理後、現地調査を行います。

↓

６．作付け確認申請　**農業委員会事務局に提出**

・農地改良に係る作付け確認申請書　１部（別紙　様式）

申請書受理後、現地調査を行います。

※作付計画に基づき営農を行ってください。

農地改良の要件

要件

（１）　農地の耕作者自らが施工する農地改良行為であること。

（２）　盛土を伴う場合、耕作に適した良質土のみを使用すること。

（３）　施工期間が３ヶ月以内であること。

（４）　施工面積、造成高等が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「盛土規制法」という。）第１２条第１項に規定する宅地造成等に関する工事の許可又は第３０条第１項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の対象となる規模に該当しないこと（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第５条第１項及び第２９条並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和３７年建設省令第３号）第８条に規定する災害の発生のおそれがないと認められる工事は除く。）。

（５）　工事施工後おおむね１年間は農地として耕作の用に供すること。

（６）　盛土規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、採石法（昭和２５年法律第２９１号）、砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）その他の法令で規制している開発行為に該当し、その実施に許認可を要しないこと。